

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

土佐町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 土佐町全域

(1) 現況

本地域は、四国山地の中央部、吉野川上流域に位置し、主に香川県、徳島県の重要な水源地をなしている。また、傾斜地が多いなど立地特性から、水稻や野菜等の栽培が行われており、農業生産活動等を通じて、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化・減少等に伴う耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が特に懸念されていることから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取り組み」など、多面的機能が適切に発揮される取り組みが必要である。

(2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	土佐町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

土佐町 全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田 1/100 以上 1/20 未満、畑・草地及び採草放牧地については、8 度以上 15 度未満の農用地。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(2) 集落協定の共通事項

協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

対象者中、認定農業者に準ずる者とは、次に掲げるア～ウの要件を満たす者のうちから町長が認定する者とする。

- ア. 年間農業従事日数が150日以上の基幹的農業従事者を有している経営体
- イ. 土佐町の平均経営規模以上の経営体
- ウ. 農業所得が百万円以上の経営体